



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

平成 29 年度 川崎市立小・中学校における 児童生徒の問題行動等の状況調査結果

この調査結果は、「平成29年度 神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」
(以下 神奈川県の調査)における本市の状況をまとめたものです。

1. 概要・・・・・・・・・・	1
2. 暴力行為の状況・・・・	3
3. いじめの状況・・・・	6
4. 長期欠席の状況・・・・	12
5. 参考資料・・・・・・・・	16

平成 30 (2018) 年10月25日

川崎市教育委員会

1. 概要

(1) 川崎市立小・中学校における暴力行為の概要

小学校における暴力行為は、平成 28 年度の 191 件から、平成 29 年度は 140 件となり 51 件減少しました。1000 人あたりの出現数も 2.6 件から 1.9 件に減少しています。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多い 95 件で、平成 28 年度の 105 件から 10 件減少しています。また、繰り返し暴力行為を起こす児童（一人で 5 件以上の暴力行為）が 6 人で、平成 28 年度から増減はありませんでした。

中学校における暴力行為は、平成 28 年度の 221 件から、平成 29 年度は 196 件となり 25 件減少しました。1000 人あたりの出現数も 7.6 件から 6.7 件と減少し、これは過去 10 年間で最も少ない数字となりました。暴力行為の形態別発生件数は、生徒間暴力が最も多く、112 件ありましたが、平成 28 年度の 124 件から 12 件減少しました。一方、対教師暴力が、平成 28 年度の 26 件から 34 件に増加しています。また、繰り返し暴力行為を起こす生徒が、平成 28 年度の 4 人から、平成 29 年度は 2 人と減少しています。

小学校での暴力行為の発生件数は、国や県の調査でも年々増加しています。平成 29 年度は、小・中学校とも平成 28 年度より減少はしましたが、暴力行為の発生が多い学校に偏りがみられました。今後は、暴力行為の多い学校の状況や、繰り返し暴力行為を行う児童の生活環境等の背景を分析し、早い段階から指導・支援を粘り強く行い、学校や関係機関とも連携して暴力行為の更なる減少に努めていきます。

(2) 川崎市立小・中学校におけるいじめの概要

小学校におけるいじめの認知件数は 1,923 件で、平成 28 年度の 1,165 件から 758 件増加しています。中学校における認知件数は 253 件で、平成 28 年度の 231 件から 22 件増加しています。また、認知したいじめの解消率^{*}は、小・中学校合わせて 75.0%で、平成 28 年度の 84.6%から 9.6 ポイント減少しています。

文部科学省は、「発生しているいじめを漏れなく認知した上で、その解消に向けて取り組むことが重要である」とし、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」（平成 27 年 8 月 17 日児童生徒課長通知）と、肯定的に評価しています。いじめの認知件数が増加していることは、こうした国のいじめの認知に関する考え方の周知が図られているものと考えており、児童生徒の活動の場に必ず教職員の姿（目）があり、いじめの定義に定められているように被害にあった児童生徒が心身の苦痛を感じていると判断した場面を、きめ細かく認知していることによるものと思われます。また、解消率が前年比較して下がることは、いじめについて丁寧かつ慎重に対応することとなるため、文部科学省では問題ではないとしています。今後も学校や関係機関と連携していじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一に対応してまいります。

また、本市では毎年 6 月から 7 月末までの任意の 1 ヶ月間を、児童生徒指導点検強化月間として全市立学校で教育相談やアンケート調査等を行い、いじめ防止等の取組を継続して進めて

います。さらに、一昨年度、本市で発生したいじめ重大事態につきまして、「いじめ問題・専門調査委員会」からの提言を踏まえ、平成 30 年 2 月に市立学校の全教職員を対象にいじめ防止のための冊子を作成し、児童生徒指導に関する研修等で、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、組織的な対応の実践力が身につくよう活用しています。

今後も、児童生徒が安心・安全に学校生活を送れるように、教職員のいじめに関する感度を高めていきたいと考えています。

※ 「いじめの解消率」

平成 27 年度調査までは、いじめの認知件数のうち、年度内に「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」を合わせた件数が占める割合を「いじめの改善率」としていたが、平成 28 年度文部科学省調査にて「解消しているもの」の定義が明確に示されるとともに、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」とした。

(3) 川崎市立小・中学校における長期欠席の概要

小学校における長期欠席者数は 763 人で、病気 214 人、その他 119 人、不登校が 430 人となっています。不登校児童数は、平成 28 年度の 378 人から 52 人増加し、過去 5 年で一番多い数字となっています。中学校における長期欠席者数は 1,477 人で、病気 195 人、その他 40 人、不登校生徒数は 1,242 人となっています。不登校生徒数は、平成 28 年度の 1,116 人から 126 人増加しています。不登校の要因として回答が多かったものは、「いじめを除く友人関係をめぐる問題」や、「学業の不振」が多く、その分類として「無気力」や「不安」の傾向のある児童生徒が増加しています。

平成 29 年度調査から長期欠席者の欠席理由について、欠席理由が二つ以上あるときには、「その他」ではなく、主な理由を一つ選ぶこととなったため、「その他」の対象となる人数が小学校、中学校ともに減少しています。

しかしながら、小学校 6 年生が翌年中学校 1 年生になった際の不登校増加率が依然として高い数字となっており、児童生徒の個に応じた適切な支援を引き継ぐとともに、新たな不登校を生まないための対策が必要となっています。

不登校の要因は、多様・複雑であることから、学校だけで抱えることなく、関係機関と連携・協力を図ることが必要となります。全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安全・安心して教育が受けられるよう、魅力ある学校づくりを推進すると共に、日頃から児童生徒一人ひとりに寄り添った対応を行い、必要に応じて学校が、適応指導教室やフリースクール等の関係機関との連携を図るなど、児童生徒の登校支援の取組を推進していきます。

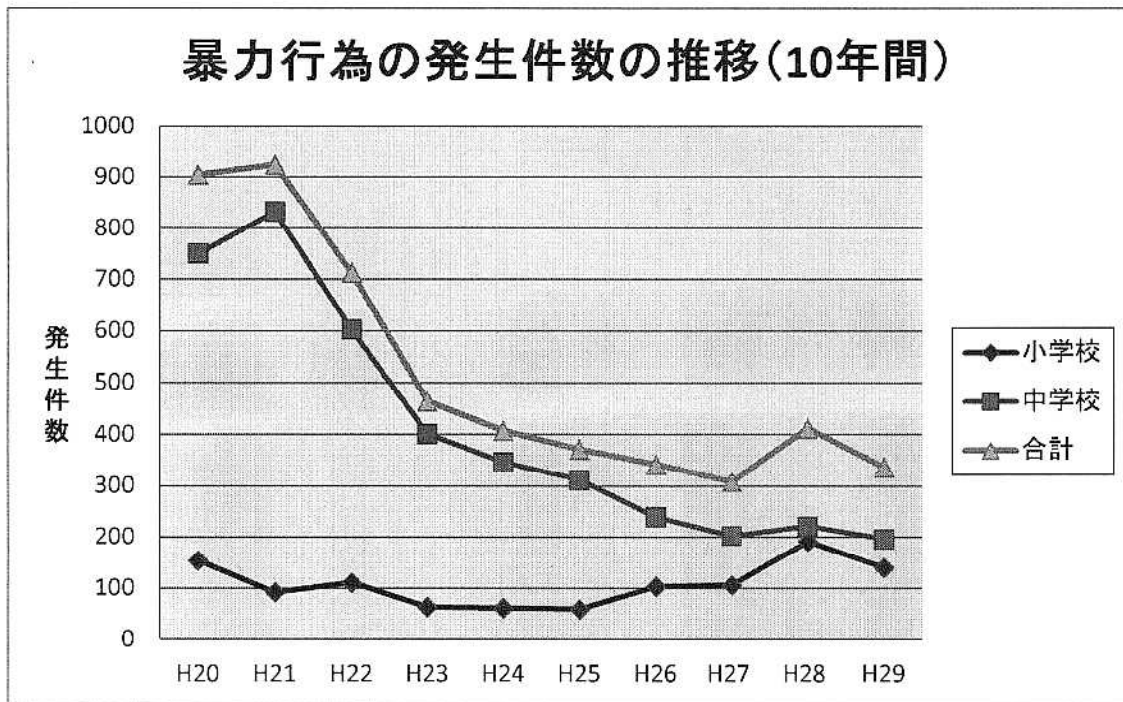
<調査対象> 川崎市立小学校：113 校、川崎市立中学校：52 校

2. 川崎市立小・中学校における暴力行為の状況

(1) 暴力行為の発生件数の推移（5年間）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	発生件数	59	103	106	191	140
	1000人あたり	0.8	1.4	1.5	2.6	1.9
中学校	発生件数	312	239	202	221	196
	1000人あたり	10.9	8.3	6.9	7.6	6.7
計	発生件数	371	342	308	412	336
	1000人あたり	3.7	3.4	3.0	4.1	3.3

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



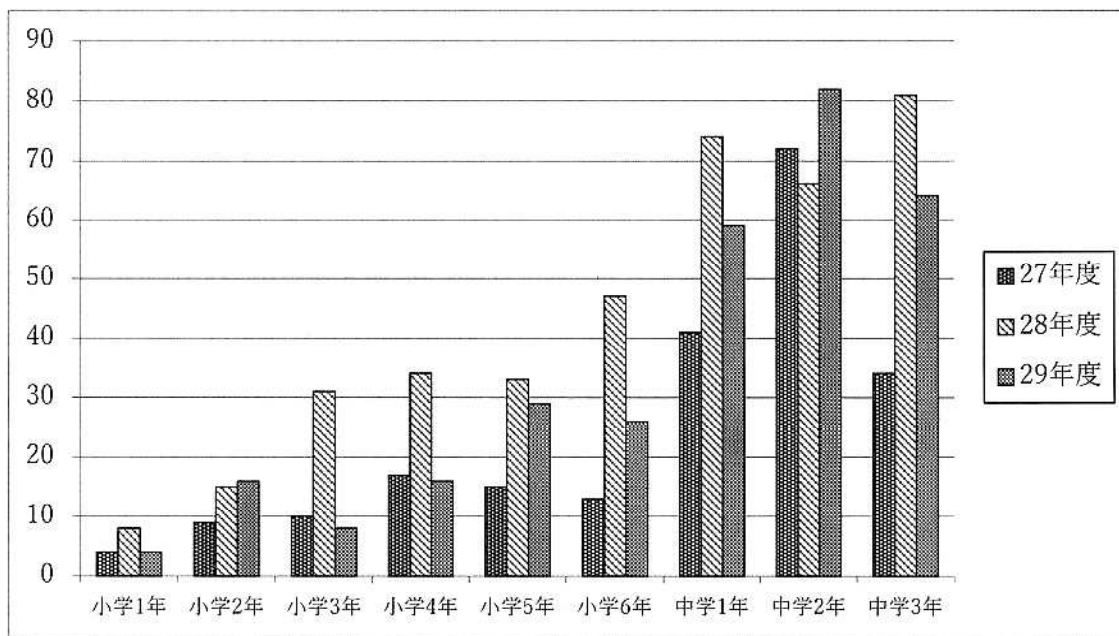
(2) 暴力行為の形態別発生件数の推移（5年間）

		形態	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	対教師暴力		6	13	14	41	17
	生徒間暴力		45	65	62	105	95
	対人暴力		3	2	3	6	3
	器物損壊		5	23	27	39	25
中学校	対教師暴力		62	31	15	26	34
	生徒間暴力		181	156	152	124	112
	対人暴力		15	5	8	17	13
	器物損壊		54	47	27	54	37

暴力行為の定義と各形態の凡例は、5ページをご覧ください。

(3) 学年別加害児童生徒数の推移 (3年間)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計	中1	中2	中3	合計
27年度	5	9	10	22	15	16	77	41	74	34	149
28年度	8	15	31	34	33	47	168	74	66	81	221
29年度	4	16	8	16	29	26	99	59	82	64	205



(4) 繰り返し暴力行為を起こした児童生徒の推移 (5年間)

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	2	4	2	6	6
中学校	8	1	2	4	2

一人が5件以上暴力行為を起こした人数

◆ 神奈川県調査による「暴力行為」の定義等

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、次の四形態に分類し調査している。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外としている。

- ① 「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員を含む）の例
 - ・指導されたことに激高して教師の足を蹴った
 - ・教師の胸ぐらをつかんだ
 - ・教師の腕をカッターナイフで切りつけた
 - ・養護教諭めがけて椅子を投げつけた
 - ・定期的に来校する教育相談員を殴った
 - ・その他、教職員に暴行を加えた
- ② 「生徒間暴力」の例
 - ・同じ学校の生徒同士が喧嘩となり、双方が相手を殴った
 - ・高等学校在籍の生徒2名が、中学校時の後輩で、中学校在籍の生徒の身体を壁に押し付けた
 - ・部活動中に、上級生が下級生に対し、指導と称して清掃道具で叩いた
 - ・遊びやふざけを装って、特定の生徒の首をしめた
 - ・双方が顔見知りで別々の学校に在籍する生徒同士が口論となり、怪我には至らなかったが身体を突き飛ばすなどした
 - ・その他、何らかの人間関係がある児童・生徒に対して暴行を加えた
- ③ 「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く）の例
 - ・学校行事に来賓として招かれた地域住民を足蹴りにした
 - ・偶然通りかかった他校の見知らぬ生徒と口論になり、殴ったり、蹴ったりした
 - ・登下校中に、通行人に怪我を負わせた
 - ・その他、他者（対教師及び生徒間暴力の対象者を除く）に対して暴行を加えた
- ④ 「器物損壊」（学校の施設・設備等の損壊）の例
 - ・教室の窓ガラスを故意に割った
 - ・トイレのドアを故意に壊した
 - ・補修を要する落書きをした
 - ・学校で飼育している動物を故意に傷つけた
 - ・学校備品（カーテン、掃除道具等）を故意に壊した
 - ・他人の私物を故意に壊した
 - ・その他、学校の施設・設備等を故意に壊した

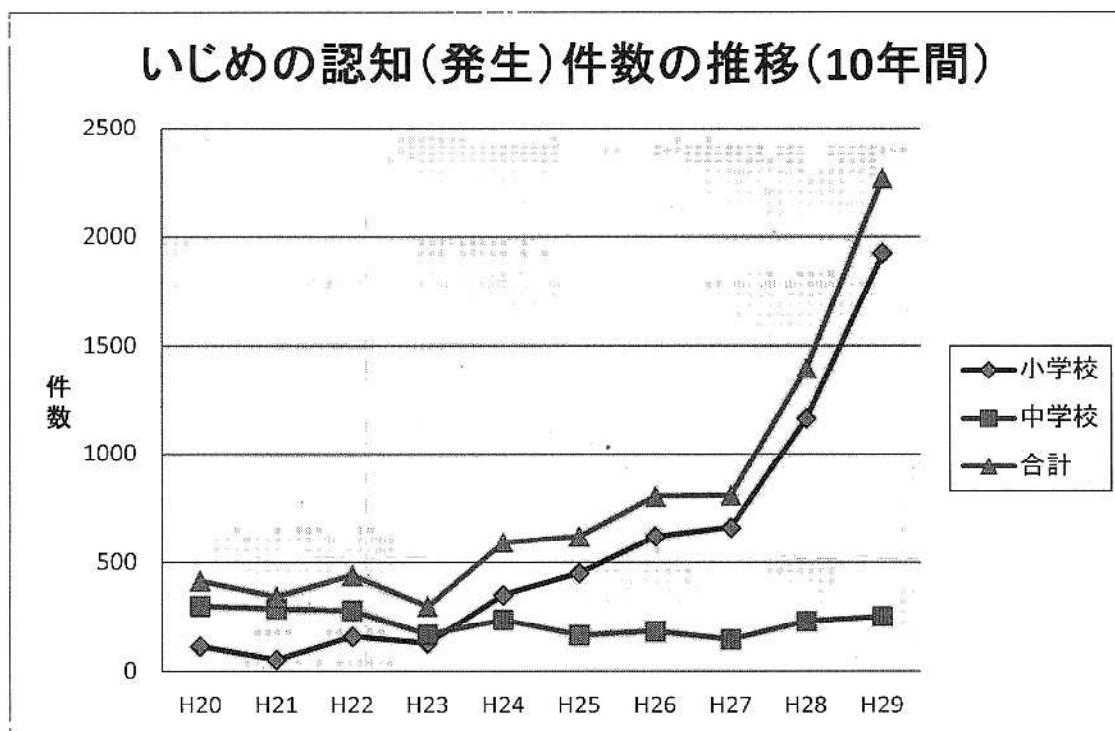
なお、調査においては、当該暴力行為によって怪我や外傷があるかないかといったことや、怪我による病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず、例に掲げているような行為と同等か又はこれらを上回るようなものをすべて対象としている。

3. 川崎市立小・中学校におけるいじめの状況

(1) いじめの認知（発生）件数の推移（5年間）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	認知件数	453	619	661	1,165	1,923
	1000人あたり	6.4	8.7	9.2	16.1	26.4
中学校	認知件数	167	185	147	231	253
	1000人あたり	5.8	6.4	5.0	7.9	8.6
計	認知件数	620	804	808	1,396	2,176
	1000人あたり	6.2	8.0	8.0	13.7	21.3

「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。



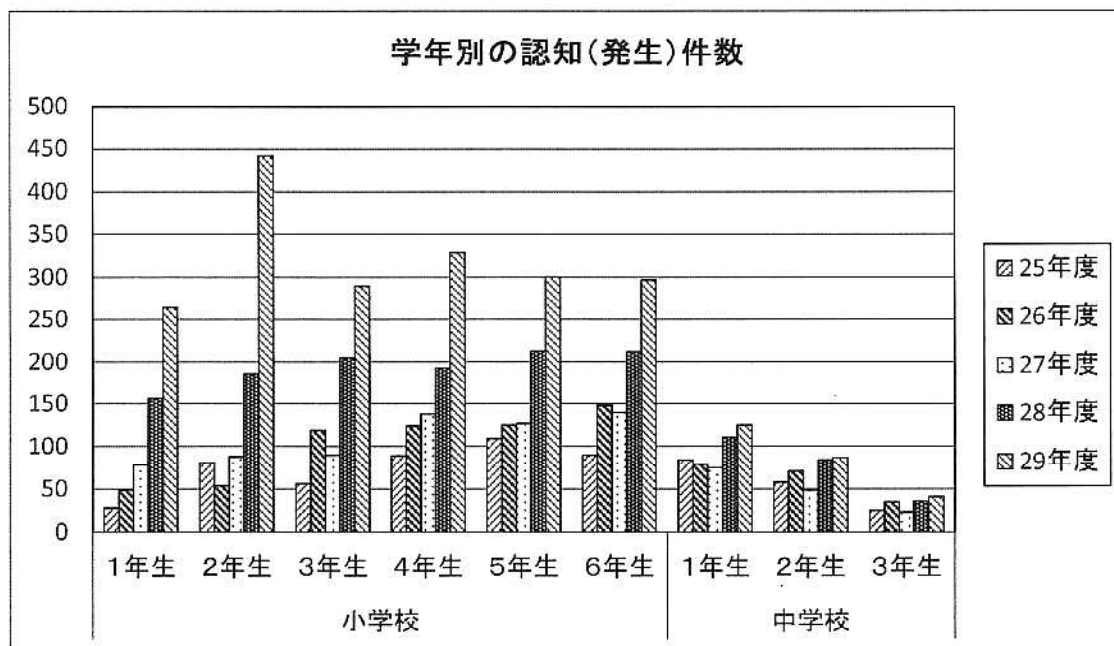
平成25年度に「いじめ」に定義が変更されています。具体的には、11ページをご覧ください。

(2) いじめの男女別認知（発生）件数の推移（5年間）

	小学校		中学校	
	男子	女子	男子	女子
25年度	261	192	86	81
26年度	391	228	102	83
27年度	391	270	100	47
28年度	744	421	139	92
29年度	1,199	421	148	105

(3) いじめの学年別認知件数（5年間）

年度	小学校						中学校		
	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	1年生	2年生	3年生
25年度	28	81	56	89	109	90	84	58	25
26年度	49	54	119	124	125	148	79	71	35
27年度	78	88	90	138	127	140	75	49	23
28年度	156	186	205	193	213	212	111	84	36
29年度	264	442	290	329	301	297	125	87	41



(4) いじめの態様別認知件数

項目(※)	28年度		29年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。	697	128	1,047	168
仲間はずれ、集団による無視をされる。	188	27	264	31
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	162	21	304	17
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	41	7	107	8
金品をたかられる。	19	6	15	2
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	90	21	141	15
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	47	19	111	14
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。	26	21	37	30
その他	73	1	32	2

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(5) いじめの発見のきっかけ

項目(※)		28年度		29年度	
		小学校	中学校	小学校	中学校
学校の教職員等が発見		516	79	851	86
内 訳	学級担任が発見	205	50	417	52
	学級担任以外の教職員が発見	14	15	30	21
	養護教諭が発見	2	1	0	1
	スクールカウンセラー等の外部の相談員が発見	2	0	3	0
	アンケート調査など学校の取組により発見	293	13	401	12
学校の教職員以外からの情報により発見		649	152	1,072	167
内 訳	本人からの訴え	337	79	639	80
	児童生徒(本人)の保護者からの訴え	222	50	307	67
	児童生徒(本人を除く)からの情報	60	12	95	19
	保護者(本人の保護者を除く)からの情報	28	8	30	1
	地域の住民からの情報	0	1	0	0
	学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	2	2	1	0
	その他(匿名による投書など)	0	0	0	0
計		1,165	231	1,923	253

※神奈川県調査項目の原文のままです。

(6) いじめられた児童・生徒の相談の状況

項目(※)	29年度	
	小学校	中学校
学級担任に相談した	1,579	173
学級担任以外の教職員に相談した (養護教諭・スクールカウンセラー等の相談員を除く)	169	40
養護教諭に相談した	32	5
スクールカウンセラー等の相談員に相談した	41	7
学校以外の相談機関に相談した(電話相談やメール等も含む)	3	5
保護者や家族等に相談した	454	94
友人に相談した	78	14
その他(地域の人など)に相談した	1	0
誰にも相談していない	107	19

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

(7) いじめの改善状況の推移※ (5年間)

小学校	25年度	27年度	27年度	28年度	29年度
① 解消しているもの	272	407	520	969	1,414
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	178	203	128		
③ 改善した件数(①+②)	450	610	648		
改善率 (③/認知件数×100)	99.1%	98.6%	98.0%		
解消率 (①/認知件数×100)				83.2%	73.5%

中学校	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
① 解消しているもの	144	154	128	212	217
② 一定の解消が図られたが、継続支援中	12	26	17		
③ 改善した件数(①+②)	166	180	145		
改善率 (③/認知件数×100)	99.4%	97.3%	98.6%		
解消率 (①/認知件数×100)				91.8%	85.8%

小・中学校	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校で改善(解消)した件数	450	610	648	969	1,414
中学校で改善(解消)した件数	166	180	145	212	217
合計	616	790	793	1,181	1,631
改善率 (合計/認知件数×100)	99.4%	98.3%	98.1%		
解消率 (①/認知件数×100)				84.6%	75.0%

※「改善率」は、神奈川県定義によるものです。

※「解消したもの」「一定の解消が図られたが、継続支援中」とは、当該年度内で判断されたものです。

※平成28年度調査から「いじめが解消している」要件が示され、「一定の解消が図られたが、継続支援中」の回答項目が削除されるなど調査項目が変更されたため、「解消しているもの」が占める割合を「いじめ解消率」としました。

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消：被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと：いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。(平成29年度神奈川県調査より)

(8) 学校におけるいじめ問題に対する日常の取組

項目(※)	28年度		29年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校
職員会議等を通じて、いじめ問題について教職員間で共通理解を図った。	113	52	113	52
いじめの問題に関する校内研修を実施した。	113	52	113	52
道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った。	113	52	113	52
児童・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間作りを促進したりした。	112	52	113	49
スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った。	109	49	108	52
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った。	113	52	111	47
学校いじめ防止基本方針をホームページに公表するなど、保護者や地域住民の理解を得るよう努めた。	111	52	113	52
PTAなど地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設けた。いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	41	21	34	21
いじめの問題に対し、警察署や児童相談所など地域の関係機関と連携協力した対応を図った。	43	15	34	18
インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した。	105	50	113	52
学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して機能しているか点検し、必要に応じて見直しを行った。	113	52	113	52
学校いじめ防止基本方針に定めているとおり、いじめ防止等のための組織を招集した。	113	52	113	52

※神奈川県調査項目の原文のまま、複数回答です。

◆ 文部科学省における「いじめ」の定義等

「いじめ」とは、「児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）（以下「法」という）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

（注 1）個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行う。特に、いじめには多様な様態があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈することのないようにすること。（例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）

（注 2）「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童・生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童・生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童・生徒が有する何らかの人的関係を指す。

（注 3）「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかたり、隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。

（注 4）「行為」には、「仲間はずれ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含まれる。

（注 5）けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

4. 川崎市立小・中学校における長期欠席の状況

(1) 理由別長期欠席者数の推移（5年間）

年度	小学校							中学校						
	長欠	病気	経済的理由	不登校	その他	出現率(%)	割合	長欠	病気	経済的理由	不登校	その他	出現率(%)	割合
25年度	684			238		0.34	34.8	1,233			1,048		3.65	85
26年度	754			271		0.38	35.9	1,188			1,003		3.48	84.4
27年度	724	192	0	293	239	0.41	40.5	1,243	162	0	980	101	3.34	78.8
28年度	730	189	0	378	163	0.52	51.8	1,417	171	0	1,116	130	3.82	78.8
29年度	763	214	0	430	119	0.59	56.4	1,477	195	0	1,242	40	4.24	84.1

※平成27年度調査より、学校基本調査の長欠調査の項目が加まりました。

※平成29年度調査より、欠席理由が二つ以上あるとき(例えば「病気」と「不登校」など)は、

「その他」ではなく、主な理由を一つ選ぶようになりました。

※長欠=病欠+不登校+その他

※不登校出現率= 不登校者数÷全児童・生徒数×100

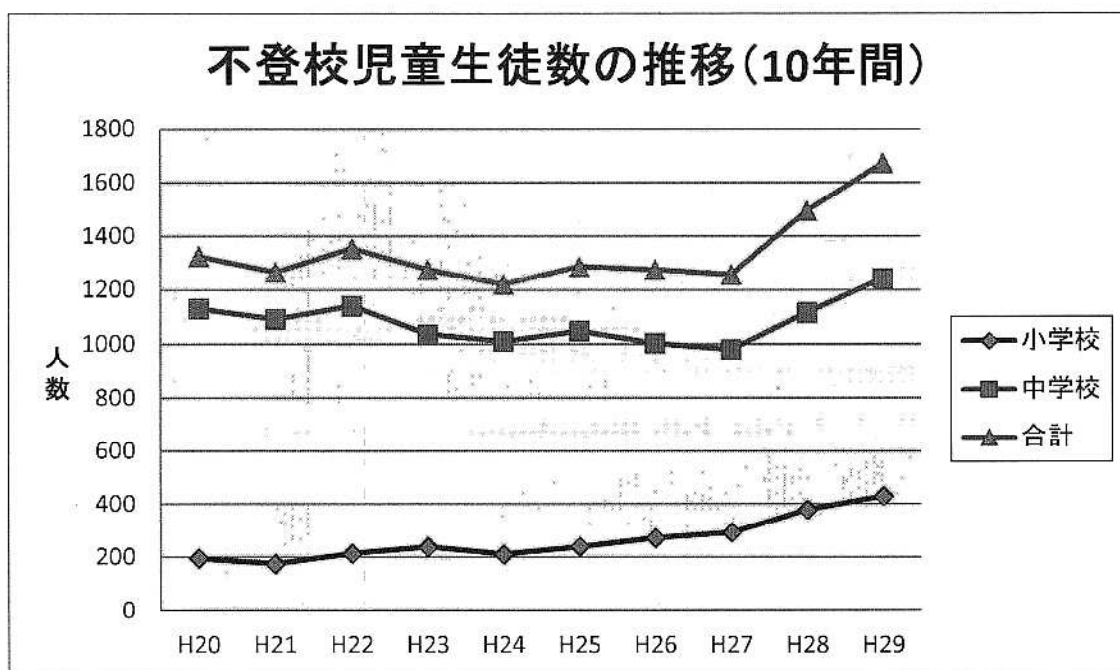
※長欠者数の中の不登校の割合=不登校者数÷長欠者数×100

(2) 不登校児童生徒数の推移（5年間）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	人数	238	271	293	378	430
	1000人あたり	3.4	3.8	4.1	5.2	5.9
中学校	人数	1,048	1,003	980	1,116	1,242
	1000人あたり	36.5	34.8	33.4	38.2	42.4
計	人数	1,286	1,274	1,273	1,494	1,672
	1000人あたり	13.0	12.7	12.6	14.7	16.4

※「1000人あたり」とは、1000人あたりの出現数を表しています。

不登校の定義は、15ページをご覧ください。

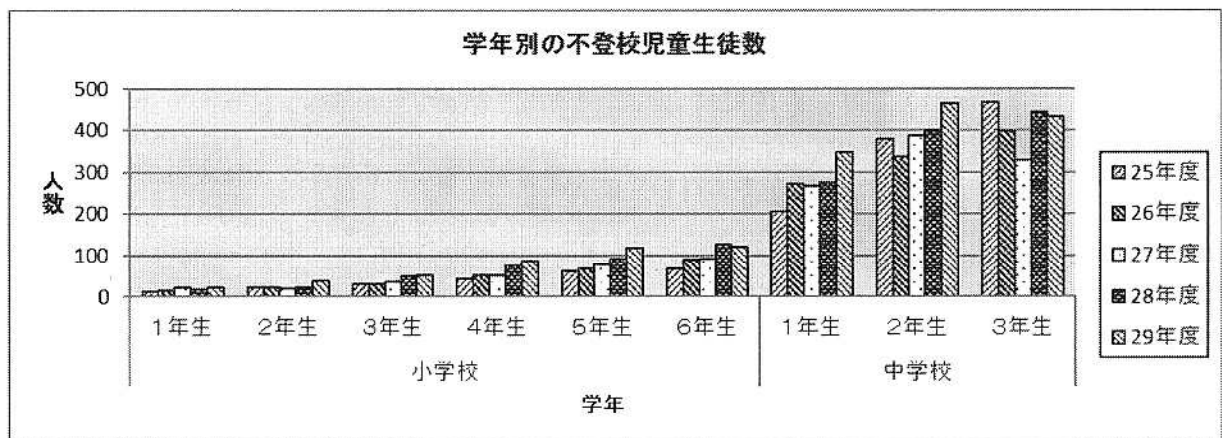


(3) 区別不登校児童生徒数 (平成 29 年度)

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区
小学校	60	48	73	79	64	66	40
中学校	175	134	209	159	255	157	153
計	235	182	282	238	319	223	193
出現率(%)	1.55	1.71	1.64	1.52	1.77	1.83	1.45

(4) 学年別不登校児童生徒数の推移 (5年間)

校種	学年	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	1年	12	15	21	18	21
	2年	23	21	20	22	37
	3年	31	30	35	45	51
	4年	42	42	50	74	86
	5年	62	68	77	92	116
	6年	68	87	90	124	119
中学校	1年	204	271	265	273	347
	2年	378	335	387	400	463
	3年	466	397	328	443	432



(5) 中学校入学後の不登校の増加状況の推移（5年間）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
中学1年生の不登校児童生徒数	204	271	265	273	347
前年度6年生時の不登校児童数	52	68	87	90	124
増加数（人）	152	203	178	183	223
増加率（％）	292%	299%	205%	203%	180%

(6) 不登校の要因

項目（※）	27年度		28年度		29年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
いじめ	2	4	6	5	13	7
いじめを除く友人関係をめぐる問題	49	271	73	357	106	409
教職員との関係をめぐる問題	10	35	15	12	13	36
学業の不振	61	158	62	173	94	339
進路にかかる不安	4	26	6	21	2	40
クラブ活動、部活動等への不適應	0	41	0	29	0	28
学校のきまり等をめぐる問題	5	29	9	40	2	44
入学、転編入学、進級時の不適應	20	104	13	14	13	127
家庭に係る状況	199	249	192	154	231	239
「学校における人間関係」に課題を抱えている	33	124	32	171	41	110
「あそび・非行」の傾向がある	2	78	4	54	2	55
「無気力」の傾向がある	77	316	123	386	137	442
「不安」の傾向がある	92	330	168	415	174	546
その他	89	131	51	90	76	89

※複数回答です。

(7) 指導の結果、登校できるようになった児童生徒数の推移（5年間）

		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
小学校	児童数	93	126	120	143	130
	割合	39.1%	46.5%	41.0%	37.8%	30.2%
中学校	生徒数	354	350	289	303	240
	割合	33.8%	34.9%	29.5%	27.2%	19.3%
計	児童生徒数	447	476	409	446	370
	割合	34.8%	37.4%	32.1%	29.9%	22.1%

◆ 神奈川県調査による「長期欠席者」及び「不登校」の定義等

本調査において

「長期欠席者」とは、1年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童・生徒をいう。

「長期欠席」の理由として、「病気」「経済的理由」「不登校」「その他」に分類する。

また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選ぶ。

「病気」は「本人の心身の故障等（けがを含む。）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席すること」をいう。（自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童・生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。）

「経済的理由」は、「家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席すること」をいう。

「不登校」は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、「病気」や「経済的な理由」による者を除く。）」をいう。

○「不登校」の具体例

- ・友人関係又は教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。
- ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。
- ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。
- ・登校の意志はあるが身体の不調を訴え登校できない、漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由によって登校しない（できない）。

「その他」は上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席することをいう。

○「その他」の具体例

- ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席する
- ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席する
- ・連絡先が不明なまま長期欠席している

神奈川県の暴力行為、いじめ、長期欠席 地域別の状況（公立小・中学校）

1 暴力行為の発生件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

▲減少

	平成29年度				平成28年度				平成29、28年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,461	1,468	4,929	18.9	2,861	1,476	4,337	16.6	600	▲ 8	592	2.4
川崎市	140	196	336	3.3	191	221	412	4.1	▲ 51	▲ 25	▲ 76	▲ 0.8
相模原市	360	340	700	13.3	423	320	743	14.0	▲ 63	20	▲ 43	▲ 0.7
横須賀市	225	183	408	14.3	184	212	396	13.6	41	▲ 29	12	0.7
湘南三浦	348	229	577	7.4	211	350	561	7.2	137	▲ 121	16	0.2
県央	754	474	1,228	18.7	426	411	837	12.7	328	63	391	6.1
中	276	261	537	12.3	84	195	279	6.3	192	66	258	6.0
県西	109	106	215	8.7	79	114	193	7.7	30	▲ 8	22	1.1
神奈川県	5,673	3,257	8,930	13.6	4,459	3,299	7,758	11.8	1,214	▲ 42	1,172	1.9

2 いじめの認知件数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

	平成29年度				平成28年度				平成29、28年度比較			
	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり	小学校	中学校	小中合計	1,000人あたり
横浜市	3,566	1,083	4,649	17.9	2,985	791	3,776	14.4	581	292	873	3.4
川崎市	1,923	253	2,176	21.3	1,165	231	1,396	13.7	758	22	780	7.5
相模原市	1,156	503	1,659	31.5	1,311	499	1,810	34.0	▲ 155	4	▲ 151	▲ 2.5
横須賀市	800	154	954	33.4	253	151	404	13.9	547	3	550	19.6
湘南三浦	924	435	1,359	17.5	594	549	1,143	14.7	330	▲ 114	216	2.8
県央	2,560	520	3,080	47.0	1,349	443	1,792	27.1	1,211	77	1,288	19.8
中	4,074	644	4,718	108.2	2,641	573	3,214	72.8	1,433	71	1,504	35.4
県西	677	314	991	40.3	309	218	527	21.0	368	96	464	19.3
神奈川県	15,680	3,906	19,586	29.9	10,607	3,455	14,062	21.3	5,073	451	5,524	8.6

3 理由別長期欠席児童・生徒数〔地域別〕（中等教育学校（前期課程）を除く）

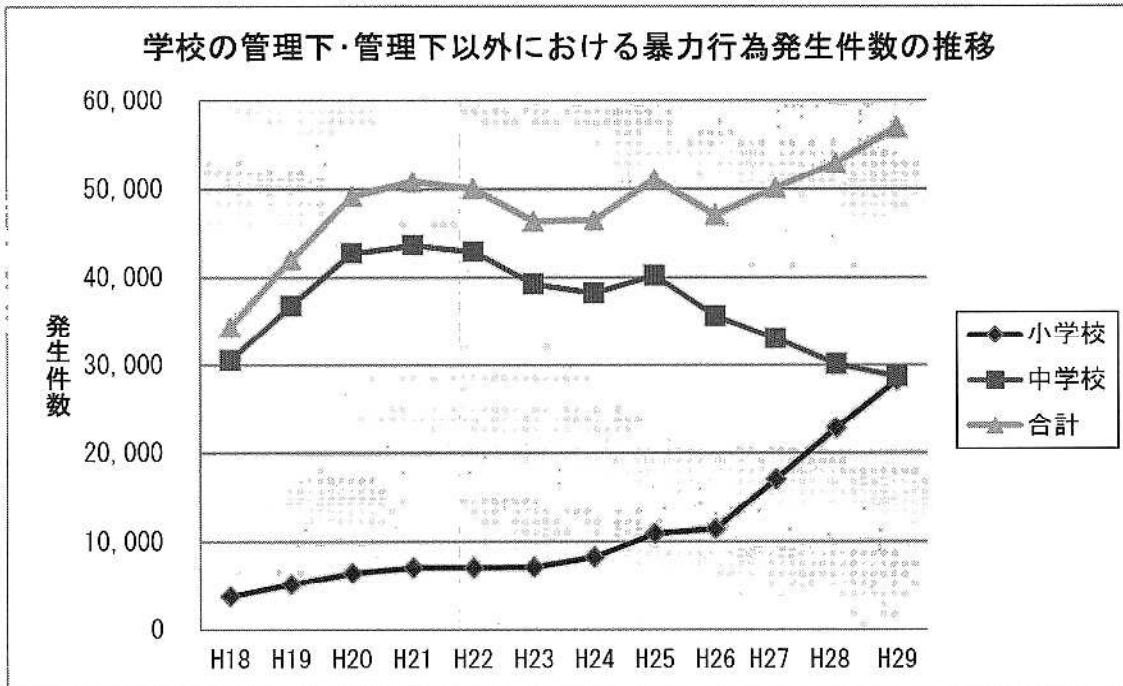
※は1,000人あたり的人数

		平成29年度 長期欠席					平成28年度 長期欠席					平成29、28年度比較 長期欠席				
		計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他	計	不登校	病気	経済的 理由	その他
横浜市	小	2,293	1,399	520	0	374	2,040	1,191	470	0	379	253	208	50	0	▲ 5
	中	3,600	3,160	342	0	98	3,312	2,868	375	0	69	288	292	▲ 33	0	29
	合計※	5,893	4,559	862	0	472	5,352	4,059	845	0	448	541	500	17	0	24
		22.6	17.5			20.4	15.5				2.2	2.0				
川崎市	小	763	430	214	0	119	726	378	189	0	159	37	52	25	0	▲ 40
	中	1,477	1,242	195	0	40	1,417	1,116	171	0	130	60	126	24	0	▲ 90
	合計※	2,240	1,672	409	0	159	2,143	1,494	360	0	289	97	178	49	0	▲ 130
		21.9	16.4			21.1	14.7				0.8	1.6				
相模原市	小	428	252	114	0	62	390	214	107	0	69	38	38	7	0	▲ 7
	中	949	830	107	0	12	821	721	47	0	53	128	109	60	0	▲ 41
	合計※	1,377	1,082	221	0	74	1,211	935	154	0	122	166	147	67	0	▲ 48
		26.1	20.5			22.8	17.6				3.4	3.0				
横浜狭山市	小	291	160	68	0	63	316	158	105	0	53	▲ 25	2	▲ 37	0	10
	中	653	548	82	0	23	683	547	111	1	24	▲ 30	1	▲ 29	▲ 1	▲ 1
	合計※	944	708	150	0	86	999	705	216	1	77	▲ 55	3	▲ 66	▲ 1	9
		33.1	24.8			34.3	24.2				▲ 1.2	0.6				
湘南三浦	小	666	390	175	1	100	645	291	180	0	174	21	99	▲ 5	1	▲ 74
	中	1,191	964	167	2	58	1,137	778	190	1	168	54	186	▲ 23	1	▲ 110
	合計※	1,857	1,354	342	3	158	1,782	1,069	370	1	342	75	285	▲ 28	2	▲ 184
		24.0	17.5			22.9	13.8				1.0	3.7				
県央	小	586	267	222	0	97	609	239	259	0	111	▲ 23	28	▲ 37	0	▲ 14
	中	1,191	915	214	2	60	1,161	835	244	0	82	30	80	▲ 30	2	▲ 22
	合計※	1,777	1,182	436	2	157	1,770	1,074	503	0	193	7	108	▲ 67	2	▲ 36
		27.1	18.0			26.8	16.3				0.3	1.8				
中	小	451	207	177	1	66	449	168	210	0	71	2	39	▲ 33	1	▲ 5
	中	726	504	190	0	32	757	478	212	0	67	▲ 31	26	▲ 22	0	▲ 35
	合計※	1,177	711	367	1	98	1,206	646	422	0	138	▲ 29	65	▲ 55	1	▲ 40
		27.0	16.3			27.3	14.6				▲ 0.3	1.7				
県西	小	260	117	84	0	59	234	126	77	0	31	26	▲ 9	7	0	28
	中	387	300	59	0	28	357	284	49	0	24	30	16	10	0	4
	合計※	647	417	143	0	87	591	410	126	0	55	56	7	17	0	32
		26.3	16.9			23.5	16.3				2.8	0.6				
神奈川県	小	5,738	3,222	1,574	2	940	5,409	2,765	1,597	0	1,047	329	457	▲ 23	2	▲ 107
	中	10,174	8,463	1,356	4	351	9,645	7,627	1,399	2	617	529	836	▲ 43	2	▲ 266
	合計※	15,912	11,685	2,930	6	1,291	15,054	10,392	2,996	2	1,664	858	1,293	▲ 66	4	▲ 373
		24.3	17.8			22.8	15.8				1.4	2.1				

湘南三浦地域	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央地域	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中地域	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西地域	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町

国の暴力行為、いじめ、不登校の状況

1 暴力行為の状況について



	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	3,803	5,214	6,484	7,115	7,092	7,175	8,296	10,896	11,472	17,078	22,847	28,315
中学校	30,564	36,803	42,754	43,715	42,987	39,251	38,218	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702
合計	34,367	42,017	49,238	50,830	50,079	46,426	46,514	51,142	47,155	50,151	52,995	57,017

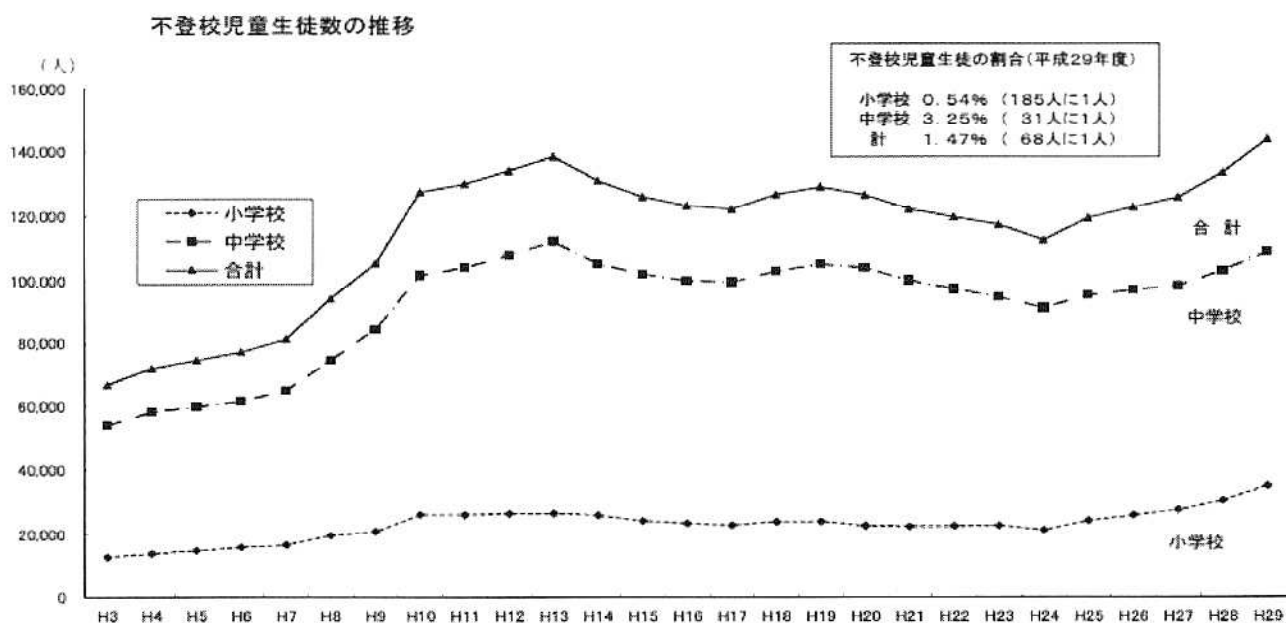
2 いじめの状況について



年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
小学校	8.5	6.9	5.7	4.9	5.3	4.8	17.4	17.8	18.6	23.2	36.5	49.1
中学校	14.2	12.0	10.2	8.9	9.4	8.6	17.8	15.6	15.0	17.1	20.8	24.0
合計	10.4	8.6	7.2	6.3	6.6	6.1	17.5	17.0	17.4	21.1	31.2	42.2

※上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

3 小・中学校における不登校の状況について



平成 29 年度 川崎市立小・中学校における
児童生徒の問題行動等の状況調査結果

平成 30 (2018) 年 10 月 25 日

川崎市教育委員会事務局

学校教育部 指導課

電話 044-200-3318